

改正後	改正前
<p>り、かつ、本来輸出申告書に記載すべきであった価格が 20 万円未満である場合、又は変更しようとする価格と輸出申告書に記載された輸出統計品目表の所属区分ごとの価格の差が千円未満である場合には、価格の訂正を省略させて差し支えないものとする。</p> <p>(4) 前記 67 1 4 の(1)の二の規定により輸出申告書に記載された<u>価格は、上記(2)の場合を除き、変更の手続は必要ないので留意する。</u></p> <p>(5) （省略）</p> <p style="text-align: center;">第 5 節 経済連携協定に係る輸入通関</p> <p>（原産地証明書の必要的要件及び様式）</p> <p>68 5 11</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 令第 36 条の 3 第 3 項（令第 50 条の 2 の規定において準用する場合を含む。）第 51 条の 12 第 3 項又は第 61 条第 1 項第 2 号イ(1)の規定により、税関に提出された原産地証明書については、原則として、次の各号に掲げる要件のすべてを満たしている必要がある。なお、前記 68 5 2 に定める規定に基づく原産品としての要件を満たさないと認められる場合には、E P A 税率を適用することはできないことに留意する。</p> <p>イ～ト （省略）</p> <p>チ 各協定に基づく原産地証明書の特徴的留意点</p> <p>(1)～(ハ) （省略）</p> <p>(ニ) アセアン包括協定原産地証明書の「4. For Official Use」の欄については、特段の記載を要せず、「9. <u>Gross weight or other quantity and value (FOB only when RVC criterion is used)</u>」の欄に価格が記載される場合には、当該価格については、特段の確認を要しないものとする。</p> <p>(ホ)～(ト) （省略）</p> <p>(3) （省略）</p>	<p>告書に記載すべきであった価格が 20 万円未満である場合、又は変更しようとする価格と輸出申告書に記載された輸出統計品目表の所属区分ごとの価格の差が千円未満である場合には、価格の訂正を省略させて差し支えないものとする。</p> <p>(4) 前記 67 1 4 の(1)の二の規定により輸出申告書に記載された貨物に係る総価格が、<u>決済された額と異なることとなり、その差額が 100 万円未満又はその差額が少ない方の総価格に対して 10%未満である場合は、その許可に係る価格の変更を省略して差し支えないものとし、輸出者の申し出により価格変更の手続を行う場合は前記(1)による。</u></p> <p>(5) （同左）</p> <p style="text-align: center;">第 5 節 経済連携協定に係る輸入通関</p> <p>（原産地証明書の必要的要件及び様式）</p> <p>68 5 11</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 令第 36 条の 3 第 3 項（令第 50 条の 2 の規定において準用する場合を含む。）第 51 条の 12 第 3 項又は第 61 条第 1 項第 2 号イ(1)の規定により、税関に提出された原産地証明書については、原則として、次の各号に掲げる要件のすべてを満たしている必要がある。なお、前記 68 5 2 に定める規定に基づく原産品としての要件を満たさないと認められる場合には、E P A 税率を適用することはできないことに留意する。</p> <p>イ～ト （同左）</p> <p>チ 各協定に基づく原産地証明書の特徴的留意点</p> <p>(1)～(ハ) （同左）</p> <p>(ニ) アセアン包括協定原産地証明書の「4. For Official Use」の欄については、特段の記載を要せず、「9. <u>Quantity (gross or net weight or other quantity) and value, e.g. FOB if required by exporting Party</u>」の欄に価格が記載される場合には、当該価格については、特段の確認を要しないものとする。</p> <p>(ホ)～(ト) （同左）</p> <p>(3) （同左）</p>